

最終改正 公示第2号  
公示第2号  
令和元年9月3日

### 静岡空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに 貨物の積卸場所の指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による、静岡空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成21年5月28日

清水税関支署長 木村 昌良

記

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 静岡空港旅客ターミナルビル2階出国待合室から、1番スポット、2番スポット又は3番スポット用の搭乗口を通り、各スポットに駐機する航空機に至る通路。	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	2. 1番スポット、2番スポット又は3番スポットに駐機する航空機から各スポット固定橋を通り静岡空港旅客ターミナルビル2階検疫ブース及び入国審査ブースを経て1階税関入国旅具検査場へ至る通路。	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	3. 静岡空港第1ゲート出入口。ただし、1番スポット、2番スポット又は3番スポットに駐機する航空機との交通に限る。	貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。
	4. 貨物ターミナルからエプロンに通ずる出入口。ただし、1番スポット、2番スポット又は3番スポットに駐機する航空機との交通に限る。	貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。

積卸場所	1番スポット、2番スポット及び3番スポット	
------	-----------------------	--

附 則  
この公示は、平成21年6月4日から施行する。

附 則  
この公示は、平成24年11月4日から施行する。

附 則  
この公示は、令和元年9月15日から施行する。